

給水機設置補助金事務取扱要領

(趣旨)

第 1 この要領は給水機設置補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付申請書の提出期間)

第 2 要綱第 5 条第 1 項に規定する期間は、令和 2 年 5 月 1 日から令和 3 年 2 月 26 日までとする。

(補助事業の完了期限)

第 3 要綱第 9 条第 2 項に規定する日は、令和 3 年 3 月 15 日とする。

(実績報告書兼請求書の提出期限)

第 4 要綱第 11 条第 1 項に規定する日は、令和 3 年 3 月 24 日とする。

(補欠)

第 5 市長は、要綱第 8 条において補欠を決定したときは、補欠番号を付して補欠決定通知書（様式 1）により申請者に通知する。

2 補欠は、補欠を辞退するときは、補欠辞退届（様式 2）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、補欠が補助金の交付対象に該当しなくなった場合、補欠決定を取り消すことができる。

4 市長は、前項の規定により補欠決定の取消しをした場合、補欠決定取消通知書（様式 3）により補欠に通知する。

5 補欠の期間は、令和 3 年 2 月 26 日までとする。

(委任)

第 6 この要領に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事

項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。